

デジタル社会への対応、多様な人々のための読書環境の整備に係る これまでの主な意見のまとめ

I 社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営充実の在り方

1. デジタル社会への対応、多様な人々のための読書環境の整備

(1) 図書館資料、サービス、施設・設備の在り方

(電子書籍等の資料の充実)

- デジタル社会の進展、新型コロナの流行等を背景に電子図書館サービスを導入する図書館は増加しており、電子書籍は非来館貸出サービス、文字拡大・音声読み上げや多言語対応等の読書バリアフリーの観点からも有用性が高い。
- GIGA スクール構想に基づく一人一台端末環境が整備され、子供の言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な子供の読書機会の確保、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするためにも、発達段階や健康状態等に配慮しつつ、電子書籍等の利用や図書館・学校図書館のDXを進めることが求められている。自治体では公立図書館と学校図書館の連携等による電子図書館サービス導入も広がりつつあり、子供の利用も多い。
- 特に、学校図書館は情報活用能力の育成をサポートする場として、多様な情報源を使える環境を整えること、紙の資料もデジタル資料も発達段階に応じて多様なメディアを体験する利用指導等を組織的・計画的に行うことが重要である。
- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」等の整備や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」等を踏まえ、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備を図るため、公立図書館や学校図書館におけるアクセシブルな書籍及び電子書籍（以下「アクセシブルな書籍等」という。）の充実、円滑な利用のための支援の充実等が必要である。しかしながら現状では、アクセシブルな書籍等の所蔵状況や職員の配置等に課題が見られる。
- 近年、在宅の身体障害者数の割合は増加傾向にあり、特別支援教育を受ける児童生徒も増加しており、読書バリアフリーのニーズは高まっている。特に、学校においては通常の学級で支援ニーズのある児童生徒の割合も増加しており、読書バリアフリーへの対応は特別支援学校だけではなく全ての学校図書館にとって必要である。これらの子供たちに対するアクセシブルな書籍等による支援ができることが今後重要である。支援の必要性について「学校図書館図書標準」あるいはその他適切な形で明示できると良い。「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」においても障害者サービスに関する幅広い資料としてアクセシブルな書籍等の明示が必要である。
- 公共図書館においては、文化的・言語的少数者に対する母国語の図書の提供が必要であるが、外国語図書は入手困難であること、言語が英語に偏重していることなどの課題がある。学校図書館においても多国籍の児童生徒が増えており、日本語指導が必要な子供たちに対してやさしい日本語や多言語資料へのアクセスを確保するためにも、図書館・学校図書館において、紙の資料に加えて、デジタル資料も含めて利用できる環境の充実が重要である。

(多様な資料の収集方針と活用)

- 従来の図書館では図書館資料に関する収集方針を策定して公表してきたが、紙の資料、電子資料、所蔵に限らずコンテンツへのアクセスを提供するものなど多様なメディアがある中で、様々なメディアの収集・整理方針、廃棄方針の策定・公表が求められる。多様なメディアを利用者が一覧できる統合的な目録の整備も望ましい。
- 電子書籍はサブスクリプションなどの多様な導入形態があり、学校図書館ごとに紙書籍と同様の基準で電子書籍に対応することは難しいとの指摘がある。
- 学校図書館においてこれまでの紙ベースの蔵書構成に加えて、デジタル資料の収集等にも有効な基準の整備が必要である。現在の「学校図書館図書標準」は蔵書構築の適正さや蔵書更新は示されていない。学校現場では、公益社団法人全国学校図書館協議会の学校図書館メディア基準を参照している現状もある。同基準では、印刷メディア（図書、新聞、雑誌等）の蔵書の最低基準冊数や蔵書の配分比率、電子メディア（アプリ、web サイト、動画サイト、データベース、パッケージソフト、電子書籍、デジタル絵本、DAISY 等）の数量基準等が別々に示されている。
- 紙書籍と電子書籍の役割分担を検討する必要がある。紙書籍と電子書籍のどちらの信頼性が高いかという議論を超えて、いずれにおいても信頼性が高い情報を収集してデジタル学習基盤を構築することが重要である。
- 資料の内容や特性に合わせて、紙書籍と電子書籍の選択をしながら選書するとよいのではない。公共図書館の収集方針では、読書バリアフリー対応の資料は収集とし、情報の変化が早い実用書は有期限ライセンスとするなど、資料の特性に応じた購入ライセンスを選択する例も見られる。
- 「情報活用能力」という言葉がコンピュータの利用を前提とした言葉として用いられているが、「情報リテラシー」はコンピュータの利用が前提ではなく、どのメディアであっても情報を使う力を必要とするものである。図書館において、紙の資料もデジタル資料も両方使う力、デジタルを使い分ける力を教えていくことが必要と考えるとき、どの言葉を用いるか検討する必要がある。

(多様な利用者に対するサービスの充実)

- 公共図書館においては ICT 機器の利用環境の整備や、情報リテラシーとデジタルリテラシー向上の支援プログラムの実施が期待される。
- 外国語の絵本等の多様な図書館資料の活用を図る上でも、外国籍の子供と保護者等の多様な住民の図書館利用を促進する仕組みづくりや、資料提供にとどまらず、施設を活用した各種プログラムの提供促進も期待される。
- 来館が困難な施設入居者や多様化する高齢者の状況等に配慮した図書館サービスの充実に図ることも必要ではないか。

(施設・設備の工夫)

- 学校図書館において、デジタル資料の提供に対応できるよう、校内 LAN 等のインターネット環境や蔵書データベースの整備、教員と連携して授業を展開するために学校司書が使用できるタブレット端末等の ICT 機器の装備、学校図書館を使って学び合う環境整備のために、大型モニターやラーニング commons の配置等の空間づくりが望ましい。
- 個々のニーズに合わせたスペース確保が必要であり、教室で学習することが困難な児童生徒もおり、一人になれるスペースの確保が必要である一方、多人数用の大きな閲覧席は対面的な学習や新聞、図書資料、タブレットを使用するときには効果的で便利である。
- アクセシブルな書籍等の紹介コーナーを設けることにより多様な読書・学習媒体に触れる環境づくりや多様な来館者にわかりやすい館内表示の工夫なども重要である。特に特別支援学校における読書バリアフリーについて、障害種別に合わせて、複数の障害に対応する各種資料の充実、施設の表示や設備の配置等、環境整備の促進が重要である。

(2) 司書教諭・学校司書・司書等の人材の在り方

- 職員の雇用形態にかかわらず、研修を受講できる体制づくりに努めることや、館長を含めた研修受講の重要性を明文化する必要がある。対面研修のみならず、オンライン研修による人材養成・育成の促進も有効である。
- 個人情報保護、デジタル資料の収集・提供、デジタルリテラシー等に関する資質・能力を持つ司書の養成等が必要である。図書館システム更新業務等も含めたデジタルに対応できる司書・司書教諭・学校司書の人材育成も必要である。紙書籍と電子書籍を組み合わせた利活用を学ぶ研修機会もあると良い。
- 学校図書館における電子図書館導入の際には教職員の負担とならない措置が求められる。
- 情報活用能力の育成においては、組織的・計画的な取組が必要である。司書教諭・学校司書と情報担当教諭との連携も効果的である。研修による資質向上、学校司書同士が情報交換できる環境整備も学校図書館の活性化につながる。
- カリキュラム・マネジメントや学校図書館活用計画等が作成できる司書教諭の養成、教育課程に即した必要な資料提供やメディアの活用方法を支援できる学校司書の養成が課題である。
- 障害者サービス担当職員向けの研修を各自治体で実施することは重要である。図書館において障害者サービス担当職員の配置を促進することが必要である。図書館に担当職員がいない現状がある。読書バリアフリーを広めるために、アウトリーチサービス、広報は重要である。特定書籍・特定電子書籍等の製作に携わる人材確保・育成に向けた取組の一層の充実も必要である。

(3) 関係機関との連携

- 図書館・学校図書館の連携による電子図書館サービスの共同利用、コンソーシアムや都道府県等の広域連携による提供も有用である。
- 都道府県立図書館の役割は大きくなっており、大規模災害時における役割、読書バリアフリーの牽引、デジタルアーカイブや電子書籍の導入等の進展におけるプラットフォーム構築等

様々な役割が期待される。デジタルアーカイブの構築については、地域資料の電子化にとどまらず再利用可能な形での公開等も求められる。

(4) その他

- 校長は学校図書館の館長として、学校図書館の予算をどのように充てる必要があるかを学校経営計画に示していくことも重要である。
- 「学校図書館図書整備等5か年計画」を基に、図書の整備、新聞の配備、学校司書の配置への地方財政措置がなされているが、デジタル資料の充実に関する項目を加えることによって、探究型学習の発展に寄与できる。
- 学校図書館において電子図書館を活用する際に最も多く挙げられた課題は電子図書館導入の予算が不足していることである。電子情報資源の整備に対する地方財政措置の検討が求められる。
- 現在、自治体における選書の状況を見ても地域によってコンテンツ数に差がある。電子図書館サービスの導入後の継続的な費用が課題であり、地域格差が生じている。